

公共施設等運営権登録令の一部を改正する政令案要綱

第一 登録権利者単独での申請

一 除権決定による登録の抹消等

第三十二条第一項の登録が買戻しの特約に関する登録であり、かつ、登録された買戻しの期間が満了している場合において、相当の調査が行われたと認められるものとして内閣府令で定める方法により調査を行ってもなお共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在が判明しないときは、その者の所在が知れないものとみなして、同項の規定を適用するものとする。

(第三十二条第二項関係)

二 解散した法人の抵当権に関する登録の抹消

登録権利者は、共同して抵当権に関する登録の抹消の申請をすべき法人が解散し、第三十二条第二項に規定する方法により調査を行ってもなおその法人の清算人の所在が判明しないためその法人と共同して当該登録の抹消を申請することができない場合において、被担保債権の弁済期から三十年を経過し、かつ、その法人の解散の日から三十年を経過したときは、第二十三条の規定にかかわらず、単独で当該登録の抹消を申請することができるものとする。

(第四十一条の二関係)

三 買戻しの特約に関する登録の抹消

買戻しの特約に関する登録がされている場合において、契約の日から十年を経過したときは、第二十条の三の規定にかかわらず、登録権利者は、単独で当該登録の抹消を申請することができるものとする。

(第四十七条の二関係)

第二 登録簿の附属書類の閲覧

一 何人も、正当な理由があるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、手数料を納付して、登録簿の附属書類（第六十六条第二項の図面を除き、電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を内閣府令で定める方法により表示したもの。二及び第六十六条第六項において同じ。）の全部又は一部（その正当な理由があると認められる部分に限る。）の閲覧を請求することができるものとする。

(第六十六条第四項関係)

二 一の規定にかかわらず、登録を申請した者は、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、手数料を納付して、自己を申請人とする登録記録に係る登録簿の附属書類の閲覧を請求することができるものとする。

(第六十六条第五項関係)

第三 その他所要の改正を行うものとする。

第四 附則

一 この政令は、令和五年四月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二条関係)